

○嘉手納町屋良東部地区地域振興施設条例

平成18年3月15日

条例第10号

嘉手納町屋良東部地区地域振興施設の設置及び管理に関する条例(平成15年嘉手納町条例第8号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本町の東玄関として広域観光拠点の形成と地域振興を図るため、嘉手納町屋良東部地区地域振興施設(以下「屋良地域振興施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 屋良地域振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
嘉手納町屋良東部地区地域振興施設	嘉手納町字屋良1026番地3

(指定管理者による管理)

第3条 屋良地域振興施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 屋良地域振興施設の維持管理に関する業務
- (2) 屋良地域振興施設の企画及び運営に関する業務
- (3) 屋良地域振興施設の利用の許可に関する業務
- (4) 屋良地域振興施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (5) 地域情報の提供に関する業務
- (6) その他町長が必要と認める業務

(利用時間等)

第5条 屋良地域振興施設の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第6条 屋良地域振興施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第7条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用料金を指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3 町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、町長の定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、町長の定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、屋良地域振興施設の利用を許可しない。

(1) その利用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その利用が屋良地域振興施設又はその附属設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他屋良地域振興施設の管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、屋良地域振興施設の利用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は屋良地域振興施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用者が第6条第2項の条件に違反したとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) 災害その他の事故により屋良地域振興施設の利用ができなくなったとき。

(6) その他指定管理者が必要と認めるとき。

(入館の制限等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を

命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者
 - (2) 屋良地域振興施設又はその附属設備をき損し、又は滅失するおそれがある者
 - (3) その他屋良地域振興施設の管理上必要な指示に従わない者
- (利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、屋良地域振興施設の利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(屋良地域振興施設の変更等禁止)

第14条 利用者は、屋良地域振興施設に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、町長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、屋良地域振興施設の利用を終了したとき、又は第11条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者が故意又は過失によって屋良地域振興施設又はその附属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の嘉手納町屋良東部地区地域振興施設の設置及び管理に関する条例の規定によってなされた申請その他の行為は、この条例による改正後の嘉手納町屋良東部地区地域振興施設条例の相当規定によってなされたものとみなす。

別表第1(第5条関係)

区分		利用時間
1階	案内・休憩室	午前8時から午後10時まで
	特産品展示販売場、特産品手作りコーナー、多目的広場、軒下広場	午前9時から午後7時まで

	軽飲食コーナー	午前10時から午前1時まで
2階	食堂等	
3階	学習展示室等	午前9時から午後6時まで
屋上	展望場	午前8時から午後10時まで
	展望場販売コーナー	午前9時から午後10時まで

別表第2(第7条関係)

区分		単位	利用料金
1階	特産品展示販売場、軽飲食コーナー、特産品手作りコーナー等	1平方メートルにつき月額	900円
	多目的広場、軒下広場等	1平方メートルにつき日額	20円
2階	食堂、倉庫等	1平方メートルにつき月額	750円
屋上	展望場	1平方メートルにつき日額	20円
	展望場販売コーナー	1平方メートルにつき月額	750円